

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年12月11日	
【会社名】	日本アジア投資株式会社	
【英訳名】	Japan Asia Investment Company, Limited	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 細窪 政	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	
【電話番号】	03(3259)8518(代表)	
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	
【電話番号】	03(3259)8518(代表)	
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	835,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本アジア投資株式会社西日本オフィス (大阪府大阪市北区大深町3番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

銘柄	日本アジア投資株式会社取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額	金8億3,500万円
各社債の金額	金8億3,500万円
発行価額の総額	金8億3,500万円
発行価格	各社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成28年7月31日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 但し、繰上償還の場合は本欄第2項第(3)号及び第(4)号に定める金額とする。</p> <p>2. 社債の償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成28年7月31日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債を償還すべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為(本号に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他当社の機関が決定した場合)、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日で、かつ銀行営業日とする。)の30日前までに償還日、償還金額その他の必要な事項を通知した上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、額面金額で繰上償還する。 「組織再編行為」とは、(イ)当社が消滅する会社となる合併、(ロ)吸収分割又は新設分割(当社の権利義務を承継する株式会社又は新設分割により設立する株式会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。)、(ハ)当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及び(ニ)その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられ又は承継されることとなるものを総称していう。 当社は、本号に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還を取消すことはできない。</p> <p>(4) 公開買付け及びスクイズアウト等による繰上償還 当社普通株式の公開買付け、スクイズアウト等の実施が決定したことにより、当社普通株式の東京証券取引所における上場が廃止される可能性があることと当社が判断した場合には、当社は、30日以上60日以内の事前の通知をした上で、当該通知において指定した償還日(銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、額面金額で繰上償還することができる。</p> <p>(5) 本項第(3)号及び第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により下記「新株予約権の行使期間」欄第2項に従って行使できなくなることによりその全部が消滅する。</p> <p>(6) 当社が本項第(3)号及び第(4)号の規定のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。</p>

	(7) 当社は、法令に別途定められている場合を除き、払込期日（下記「払込期日」欄に定める。）の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、当該本社債に付された本新株予約権は下記「新株予約権の行使の条件」欄に従って行使できなくなるにより消滅する。
募集の方法	第三者割当の方法により、全額をFirst Eastern Asia Holdings Limited（以下「C B 割当予定先」といいます。）に割り当てる。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込期間	平成27年12月28日（月）
申込取扱場所	日本アジア投資株式会社 管理グループ 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
払込期日	平成27年12月29日（火）
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。
財務上の特約（その他の条項）	(1) 当社は、いつでも本新株予約権付社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。 (2) 当社が前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて通知する。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、平成27年12月11日（金）開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されません。

3. 券面の不発行

本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しません。

4. 社債権者集会

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいいます。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」といいます。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知するものとします。

(2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行うものとします。

(3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しません。）の10分の1以上に当たる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができます。

5. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

C B 割当予定先であるFirst Eastern Asia Holdings Limitedが当社に対して保有する貸付金債権（以下「出資対象債権」といいます。）の借入残高合計額（835,312,451円）のうち、8億3,500万円（出資対象債権の内訳は、下記3（2）「手取金の使途」欄をご参照ください。）です。

なお、C B 割当予定先は、出資対象債権の借入残高合計額のうち、本新株予約権付社債の額面金額である8億3,500万円を超える部分については放棄する意向を表明しております。

6. 本新株予約権付社債の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 当社の現状

当社は、日本とアジアに跨る総合的投資会社としてベンチャーキャピタル業務を中心としたプライベートエクイティ投資を行っております。更に、近年においては安定した収益が期待できるメガソーラー投資事業についても拡大を図っております。プライベートエクイティ投資につきましては、平成20年9月に発生したリーマンショックに端を発する世界的な金融危機をきっかけに、世界的な景気の冷え込みによる株式市況の低迷と急速な円高の進行、加えて、新規株式上場（IPO）の大幅な減少など、当社を取り巻く事業環境が急激に悪化しました。その影響によって、当社では、平成21年3月期以降、恒常的な赤字体質が続いております。

平成20年3月期以前においては、IPOの件数が堅調に推移していたこともあり、国内をはじめとしてアジア及び米国でのベンチャーキャピタル業務におけるキャピタルゲインによる収益が拡大し、平成19年3月期には連結経常利益12,263百万円を計上し、当社設立以来の最高益を更新しました。このような状況から、投資資産についても積極的に積み上げを行い、平成20年3月期の連結会計年度末における投資残高

は、自己勘定と運営ファンド等からの出資の合計で89,497百万円に達しました。一方で、これらの投資資産の積み上げは、自己資本に加えて、金融機関からの借入金や私募債発行による調達資金により行ってきたため、平成21年3月期の連結会計年度末における借入金及び私募債の合計額は、約60社の金融機関からの調達により40,833百万円に達しました。そのような状況で、平成20年8月に発生した当社最大の投融資先のりんかい日産建設株式会社の破綻と平成20年9月に発生したリーマンショックの影響による投資資産価値の大幅な毀損により、平成21年3月期の業績は、多額の営業投資有価証券評価損の計上と投資損失引当金の繰入によって、34,899百万円の連結当期純損失を計上するに至りました。また、資金繰りの面では、金融機関からの借入に依存した財務体質が大きな負担となり、平成21年3月には事業再生ADR手続を利用し、約60社の取引金融機関に対し、返済スケジュールの変更を要請するに至りました。当社は、事業再生ADR手続に基づく借入返済の期限である平成24年4月末までに、事業再生計画に基づき14,179百万円の借入金の返済を行い、残債務については全ての取引金融機関の同意による返済計画の見直しと返済期限の延長を行いながら、平成27年10月末までに更に7,898百万円の返済を実施しました。また、平成26年12月5日には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して2014年12月新株予約権(第三者割当)(以下「前回新株予約権(第三者割当)」といいます。)の割当を行い、平成27年8月14日には、同新株予約権の行使が全て完了しました。前回新株予約権(第三者割当)により調達した資金の累計額は1,520百万円となり、当社の喫緊の課題であった自己資本の増強を実現し、メガソーラープロジェクトへの事業資金の調達をすることができました。この調達資金を充当したプロジェクト4件は予定通り開発が進捗しており、岩手県一関市金沢及び熊本県球磨郡のプロジェクトについては年内に完工する予定です。しかしながら、当社は依然として平成27年10月末現在の個別貸借対照表上17,745百万円の借入金残高を抱えており、当社の現在の財務状況の下では、現行の返済計画の期限である平成28年7月末までに借入金残高の全てを返済することは困難であることから、改めて全ての取引金融機関の同意を得て返済計画の見直しと返済期限の延長を行う必要があります。

(2) 当社の課題

当社は、上記(1)「当社の現状」に記載のとおり、過大債務の問題を抱えるとともに長期に亘る赤字体質によって自己資本についても大幅に減少していることから、自己資本の充実を図りつつ債務の削減を図っていくことが引き続き大きな課題となっています。

また、利益面においては、下記(3)「再生に向けたこれまでの取り組み」にも記載しておりますが、これまでに安定した黒字化を実現すべく大幅なコスト削減を行ってきたものの、ファンド運営業務から得られる管理運営報酬などの安定収益によってコストを賄うことができず、依然としてキャピタルゲインに依存した不安定な収益構造となっております。当社では、平成21年4月以降においても、平成27年10月末までに合計14本、総額276億円のファンドの設立や増額をしていますが、いずれのファンドも規模が小さく、それ以前に組成したファンドの満期到来による運用資産の減少をカバーすることができず、管理運営報酬も減少の一途をたどっています。また、新規に組成したファンドについては、当社自身によるファンド出資の割合が大きく、また、一部にはファンドへの関与度合いが低いことで管理運営報酬が僅かとなっているものも含まれています。これらは、出資者を集められないために管理運営者として多額の出資をしなければならない場合や、当社単独では出資者が集まらないために他社との合併という形をとり、合併相手の主導によってファンドを組成せざるを得ない場合が多い等、当社のファンド組成能力の低さによるものです。ファンドの組成が順調に進まない結果、当社には、現在国内において十分な投資余力のあるファンドが存在せず、国内での投資活動は、専らファンド出資者の募集を目的としたショーケースとなる投資を行うために当社の資金のみで作ったファンドから行っています。当社の財務状況の下では、そのようなファンドからの投資には制約があり、管理運営報酬にもつながらないことから、新規投資を活発に行うためには、早期に大型ファンドを組成することが喫緊の課題となっています。当社が安定した黒字化を実現するには、ファンド組成能力の向上及びファンドの管理運営報酬以外の安定収益の確保が不可欠です。

更に、昨今では事業会社系のベンチャーキャピタル(CVC)が続々と設立され、当社のような独立系のベンチャーキャピタルにとっては大きな脅威となっています。CVCは、一般に事業会社が本業との事業シナジーを求めて設立及び運営することが多く、大きな資金力と投資後の強固な事業支援体制を武器に大きな広がりを見せています。このようなCVCとの差別化を図るため、当社としては、永年の経験により蓄積された上場支援に加え、広いネットワークを活用した海外展開支援や営業支援が重要であると考えています。

(3) 再生に向けたこれまでの取り組み

当社は、事業再生ADR以降、本社移転、拠点閉鎖、不採算子会社の売却や、人員削減など、大幅なリストラクチャリングによって固定費の削減を行ってまいりました。具体的には、国内拠点を7拠点から2拠点に集約し、海外拠点については、米国及び東南アジアの各拠点を閉鎖又は休眠化し、現状では日本と中国に集約しています。また、不採算子会社の整理についても積極的に進めるとともに、過去4回にわたって実施した希望退職者の募集により、平成20年12月末には272名であった連結従業員数は、平成27年9月末には44名にまで縮小されました。これら固定費の削減に加えて、不採算であった融資事業や事業再生投資などの分野から撤退するなど事業戦略の見直しも行ってまいりました。

さらに、当社は、安定した黒字化を実現するため、安定収益の拡大策としてメガソーラー事業によるインカムゲインの獲得と、プライベートエクイティ投資における大型ファンドの設立による管理運営報酬の拡大を目指してきました。

まず、メガソーラー事業については、複数のパートナー企業と連携することによって、順調に開発が進み、平成27年10月末時点で、既に2箇所のメガソーラー発電所が売電を開始し、企画中のものを含めると18箇所、合計85.9メガワットのプロジェクトが進行しており、3年後には合計100メガワットのメガソーラープロジェクトを完成することを目指して業務の推進を行っております。メガソーラープロジェクトは案件ごとに採算性が大きく異なりますが、合計100メガワットに到達する時点で年間合計550百万円程度の利益を目指しており、当社の販売管理費の3分の1以上をメガソーラー事業からの安定収益で賄うことを目標としています。また、これらの自社による長期保有のみならず、収益機会の多様化を図るべく、メガソーラープロジェクトを対象としたエネルギーファンドの組成にも取り組んでいく方針です。

他方、プライベートエクイティ投資については、日本と中国を重点投資地域とし、新規ファンドの組成に取り組んでまいりましたが、上記(2)「当社の課題」にも記載のとおり、これまでのところ管理運営報酬の増加は実現できておりません。既存ファンドは、今期及び来期と更に複数のファンドが満期を迎える予定となっており、新規のファンドを組成できなければ管理運営報酬は減少する一方となりかねません。このような状況から脱却するためには大型ファンドの組成が不可欠ですが、脆弱な財務体質と収益力に加え、投資会社として最も重要なファンドのパフォーマンスとトラックレコードが大きく崩れてしまった当社の現状では、大型ファンドを独力で募集し運営することは難しく、ファンド募集力と案件発掘力に長けたパートナー企業と対等な立場で連携することが必要です。

(4) 本資本業務提携の理由及び目的

当社は、安定的な黒字化に向けた事業の再生に取り組む中で、平成25年4月にファイナンシャル・アドバイザーを起用のうえ、戦略的パートナーを広く募集し、候補先となる複数の企業との交渉を重ねました。しかしながら、特に債権者である金融機関に対して大きな負担を強いる条件や、既存株主の皆様へ経済的に大きな影響を与える条件を提示され、実現可能性の面で大きな課題が残されたため、戦略的パートナーの募集は一旦断念し、改めて自力再建に向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、上記(3)「再生に向けたこれまでの取り組み」に記載の取り組みによってメガソーラー事業においては一定の成果が上がりつつあるものの、プライベートエクイティ投資においては依然として大型ファンド組成の目的が立っておらず、当社を取り巻く事業環境の変化から他社との差別化を図る必要性が益々高まった現状において、当社は何としても信頼できる戦略的パートナーと提携し、協業を進めていかなければならないと考えるに至りました。そこで、今般、First Eastern (Holdings) Limited(以下「FE社」といいます。)との間で資本業務提携契約を締結したうえでFE社のグループ会社であるCB割当予定先に対して取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当を行い、広く協業を進めていくことにしました(以下「本資本業務提携」といいます。)

FE社は、香港、北京、上海、ドバイ及びロンドンに拠点を有する香港を代表する投資グループです。FE社及びそのグループ会社は、アジアのみならず欧米や中東などの地域を含めて約200社に投資してきました。また、製造業、金融関係、航空産業、ホテルなどの業種に加え、道路、水道などのインフラプロジェクトなど幅広い分野で投資を行っています。日本においても、そのグループ会社を通じて、ANAホールディングス株式会社と共同でPeach Aviation(ピーチ・アビエーション)株式会社を設立し、主要な投資家として日本とアジアの航路開拓における重要な役割を担いました。また、FE社はピーチ・アビエーションへの投資を皮切りに、中国や香港からの観光客の増加を見込んだ新たな投資の機会を模索しており、今後、日本における投資活動を更に拡大していくことが見込まれます。

FE社グループは、これまでに日本の複数の大手金融機関からの出資を受けて、日本を含めたアジア地域を投資対象とする大型ファンドを組成した実績もあり、日本の機関投資家に対しても高い知名度と信用力を有しています。当社は、FE社との本資本業務提携により、FE社の高い知名度と信用力及びファンド組成能力を活用することで、大型ファンドの組成に繋げることができると考えています。当社は、これまでもFE社に対して当社の投資先を紹介し、FE社からもグローバルなネットワークを活用した情報提供を受け、それを当社の投資先に提供するなどの取り組みを行ってきました。平成27年8月には、当社のメガソーラー事業における主要なパートナー企業であるリニューアブル・ジャパン株式会社に対してFE社

グループとの共同投資も行っています。このような関係から、F E社としても、当社が有する投資案件情報やアライアンス情報を活用することで日本における投資活動の拡大に繋がりたいとの意向を持っており、本資本業務提携を行うことが双方にとって有益なものであると判断したものです。

本新株予約権付社債は、F E社との本資本業務提携の一環として、第三者割当の方法により、F E社のグループ会社であるC B割当予定先に割り当てるものです。

(5) 本資本業務提携の内容

当社及びF E社は、当社の代表取締役である細窪政及び常務取締役である下村哲朗、並びにF E社の代表者であるVictor Lap Lik Chu氏(以下「Victor Chu氏」といいます。)及び同社の取締役であるElizabeth Ka Yee Kan氏によって構成される提携委員会を設置し、相互に協力して、以下の各項目を中心として、両社にとって有益な共同事業を検討してまいります。また、F E社から当社への取締役又は顧問及びその他の人材の派遣についても今後検討してまいります。

- ・日本での成長企業への投資におけるファンドの設立及び運営を中心とした協力
- ・日本におけるM & A及び不動産投資に関する助言業務
- ・中国及び東南アジアにおけるファンドの設立及び運営を中心とした協力
- ・インフラ及びエネルギーに関連する投資事業における、ファンドの設立及び運営を中心とした協力

本資本業務提携は、上記(4)「本資本業務提携の理由及び目的」に記載のとおり、F E社グループが日本の大手金融機関からの出資を受けて大型ファンドを組成した実績を有することから、当社とF E社が共同で大型ファンドを組成したうえで、投資活動を行っていくことを主たる目的としています。また、当社においては、これまでも投資先企業の海外展開における支援などを行ってききましたが、今後はF E社のグローバルなネットワークを活用することで、更なる支援の強化を図り投資先企業の成長を促進し、当社の既存ポートフォリオの売却による収益の向上に繋げていく方針です。既に、F E社からは、当社の投資先企業に対して、F E社グループの投資先企業であるPeach Aviation(ピーチ・アビエーション)株式会社を含めシナジー効果が期待できる複数の投資先企業の紹介を受けており、当社の投資先企業との間で協業に向けた協議が活発に行われております。このように当社のネットワークを更に広げることでグローバルな展開を強みとし、上記(2)「当社の課題」に記載のとおり、他のベンチャーキャピタルとの差別化を図っていくことも目的としています。

組成する大型ファンドとは、具体的には、F E社が有するグローバルなネットワークを活用することで、海外進出による事業拡大やインバウンド需要の取り込み等による成長が期待できる企業への投資を行うファンドを念頭に置いております。当該ファンドでは、投資対象とする企業の業種は限定せず、パイアウト投資を中心として、再生投資からベンチャー投資まで幅広い領域を取り扱うことを想定しており、現時点での投資候補先としては、インバウンド需要を取り込むことによって事業拡大が期待できるリゾートホテル運営会社や日本への外国人旅行客をターゲットとした旅行会社、また、海外進出や事業再編ニーズのある精密部品メーカー等を検討しております。これらの投資には、1件あたり数億円から数十億円の資金が必要となるため、当社としては、まず100億円から200億円規模のファンドを設立したいと考えております。

F E社とは、既にいくつかの候補案件について具体的な協議を行っており、一部の案件については現地の視察も行ったうえで、投資のスキームの検討やF E社グループの既存投資先企業とのシナジー効果によるバリューアップの可能性について検討を行っています。このような状況から、当社としては早期にファンドを組成し、F E社との協業によってインバウンド需要や海外進出ニーズを取り込んだ投資の積み上げを早期に行っていきたいと考えております。

当社では、このようなF E社との協業により投資先にグローバルなネットワークを活用した成長支援を行うことで、業種を問わない海外進出による成長が期待できる企業への投資を強みとすることが可能となり、これによって、CVCを含めた他社との差別化を図るとともに、安定収益の拡大に繋げることができると考えております。

また、F E社はインフラプロジェクト等への投資実績もあることから、当社が行っているメガソーラー事業についても大きな関心をもっており、メガソーラー事業を始めとしたエネルギー関連の投資事業についてもファンドの組成により広く展開していくことを目指しています。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)により当社が交付する株式の数は、本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(3)号において定義する。)で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本社債の金額と同額とする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、452円とする。但し、転換価額は第2項第(1)号乃至第(5)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る価額による当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本を適用する。</p>

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、本 に定める証券(権利)又は新株予約権の発行(新株予約権無償割当ての場合を含む。)が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)については、交付の対象となる新株予約権を含む。)について、当該証券(権利)又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得又は当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得又は当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

本号乃至 の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認又は決定を条件としているときには、本号乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については下記注4.の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含まない。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 当社は、本項第(2)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>本号のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を通知する。但し、適用開始日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金8億3,500万円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格(会社法上の本新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株あたりの価額)は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権者は、平成27年12月30日(発行日の翌日)から平成28年7月29日(満期の2日前)までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>1. 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の3営業日前の日から株主確定日までの期間。</p> <p>2. 上記「償還の方法」欄第2項第(3)号及び第(4)号に定めるところにより、平成28年7月29日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の3営業日前の日以降。</p> <p>3. 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日(当日を含む。)以降。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>

新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、平成28年7月29日（以下「取得日」という。）に、残存する本新株予約権付社債の全部を交付財産（本欄第2項に定義する。）と引換えに取得する。 2. 「交付財産」とは、本新株予約権に係る本社債の金額の総額を取得日において適用のある転換価額で除して得られる数の当社普通株式とする。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 3. 本欄第1項により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第18条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 4. 当社は、本欄第1項による取得に係る本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対し、当該本社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。 5. 当社は、本欄各項により本新株予約権付社債を取得した場合は、本新株予約権付社債に係る本社債の全部を取得と同時に消却しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 本社債に付された本新株予約権の数

本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計1個の本新株予約権を発行するものとします。

2. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならないものとします。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができないものとします。

3. 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が午前11時以前に到達した場合にはその到達した日に、午前11時より後に到達した場合には翌営業日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が到来するものとします。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付するものとします。

5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年0.0%）、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとしました。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	9,000,000	-9,000,000

(注) 1. 本新株予約権付社債の払込みは、C B割当予定先が保有する出資対象債権をデット・デット・スワップ(以下「DDS」といいます。)の方法により本新株予約権付社債に交換することにより行われるため、現金による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、書類作成費用、その他弁護士費用等です。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権付社債の払込みは、C B割当予定先が保有する下表の出資対象債権をDDSの方法により本新株予約権付社債に交換することにより行われるため、現金による払込みはありません。

当初債権者	当初契約日	当初借入金額(円)	返済期日	利率
		借入残高(円)		
株式会社あおぞら銀行(1次譲渡先:メリルリンチ日本ファイナンス株式会社、2次譲渡先:FE社、3次譲渡先:C B割当予定先)	平成18年 2月28日	500,000,000	平成28年 7月31日	2.18%
		103,797,834		
株式会社あおぞら銀行(1次譲渡先:メリルリンチ日本ファイナンス株式会社、2次譲渡先:FE社、3次譲渡先:C B割当予定先)	平成19年 3月30日	1,000,000,000	平成28年 7月31日	2.10%
		339,373,807		
株式会社北洋銀行(1次譲渡先:メリルリンチ日本ファイナンス株式会社、2次譲渡先:FE社、3次譲渡先:C B割当予定先)	平成17年 2月10日	500,000,000	平成28年 7月31日	2.125%
		224,080,458		
株式会社北洋銀行(1次譲渡先:メリルリンチ日本ファイナンス株式会社、2次譲渡先:FE社、3次譲渡先:C B割当予定先)	平成19年 3月30日	500,000,000	平成28年 7月31日	1.30545%
		168,060,352		

(注) 1. 本新株予約権付社債の発行にあたり金銭の払込に代えて出資される金銭債権は、当初債権者であった株式会社あおぞら銀行が平成23年9月にメリルリンチ日本ファイナンス株式会社(以下「メリルリンチ日本ファイナンス」といいます。)に譲渡したもの(及び)及び同じく当初債権者であった株式会社北洋銀行が平成24年3月にメリルリンチ日本ファイナンスに譲渡したもの(及び)を、FE社が平成26年8月にメリルリンチ日本ファイナンスから譲り受けたものです。その後、各金銭債権は、平成26年9月にFE社からFE社のグループ会社であるC B割当予定先に譲渡されています。上記表中の返済期日には、当初の契約に基づく返済期日ではなく、1注6.(1)「当社の現状」に記載のとおり、金融機関から同意を得て変更した後の返済期日を記載しております。

なお、C B割当予定先は、出資対象債権の借入残高合計額(835,312,451円)のうち、本新株予約権付社債の額面金額である8億3,500万円を超える部分については放棄する意向を表明しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本資本業務提携に伴う事業資金を調達するため、平成27年12月11日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議しております（以下「2015年12月新株予約権」といいます。）。2015年12月新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。詳細につきましては、当社が平成27年12月11日に提出した2015年12月新株予約権に係る有価証券届出書をご参照ください。

(1) 新株予約権の総数	16,877個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式1,687,700株（1個につき100株）
(3) 払込金額	3,358,523円（新株予約権1個当たり199円）
(4) 割当日	平成27年12月29日
(5) 払込期日	平成27年12月29日
(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1株当たり393円 行使価額は、2015年12月新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正されますが、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（275.1円）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 新株予約権の行使期間	平成28年1月4日から平成29年12月28日まで
(8) 割当予定先及び割当方法	第三者割当の方法により、全額をパークレイズ・バンク・ピーエルシーに割り当てます。

（注）1．資金調達の額は、2015年12月新株予約権の払込金額の総額に、全ての2015年12月新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した2015年12月新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

(1) 名称	First Eastern Asia Holdings Limited
(2) 本店所在地	3rd & 4th Floors, Henley Building, 5 Queen's Road, Central, Hong Kong
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
(4) 代表者の役職・氏名	Director Victor Lap Lik Chu
(5) 資本金	1,000万香港ドル
(6) 事業の内容	投資業
(7) 主たる出資者及びその出資比率	Victor Lap Lik Chu (100%)

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		当社の債権者であります。なお、C B割当予定先が保有する出資対象債権の借入残高合計額は835,312,451円です。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

C B割当予定先は、F E社の代表者であるVictor Chu氏が100%株式を保有するF E社グループの投資会社です。同社は平成26年7月に設立され、現状では出資対象債権を保有するほか、平成27年8月に当社のメガソーラー事業における主要なパートナー企業であるリニューアブル・ジャパン株式会社に対して当社と共同で投資を行っています。

F E社と当社との関係については、当社役員が就任前からVictor Chu氏と個人的に面識があったことから、F E社が日本での投資業務の拡大に強い意欲を持っていることを知ることとなり、かねてより両社での協業の可能性について模索してきました。そのような中で、F E社についても、上記第1 1注6.(4)「本資本業務提携の理由及び目的」に記載の平成25年4月にファイナンシャル・アドバイザーを起用した戦略的パートナー候補との交渉において候補先の1社として協議に加わりましたが、その時点では当社の過大債務の問題についての有効な解決手段が見いだせず交渉を断念した経緯があります。

しかし、その後もF E社とは個別案件ベースでは、当社の投資先に対する支援の面で協力関係を維持しており、当社のメガソーラー事業におけるパートナー企業であるリニューアブル・ジャパン株式会社に対して、F E社のグループ会社であるC B割当予定先が当社と共同出資を行っております。また、当社の債権者である一部の金融機関が当社に対する貸付金債権を第三者に譲渡するケースが幾度か発生し、金融機関の支援体制を安定させる必要があったことから、F E社にその一部を取得していただいた経緯があり、現状では主要な債権者としての立場で当社の支援を行っていただいている状況です。

当社は、他社との差別化を図るとともに、ファンドの組成や投資先のバリューアップによるEXIT戦略の強化を図るためには、F E社のようなグローバルなネットワークを有する投資会社との協業が不可欠であると考えています。また、上記第1 1注6.(4)「本資本業務提携の理由及び目的」にも記載のとおり、F E社グループは、日本において大型ファンドを組成した実績があり、日本の機関投資家に対して高い知名度と信用力を有することから、F E社と協業することで当社に最も欠如しているファンド組成能力を補うことが可能であると判断しました。F E社グループは、当社の債権者という立場でもあることから、当社の事業内容のみならず、当社の置かれている状況についても深く理解をいただいております。当社としては、F E社と本資本業務提携を行うことが将来の事業展開にプラスになるものと確信しております。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数(当初転換価額によると1,847,345株)です。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行いません。

e. 株券等の保有方針

C B割当予定先は、F E社と当社との資本業務提携契約の中で、本新約予約権付社債に付された新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、当社の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する保有割合を中長期的に5%超は維持する意向を表明しています。

当社としては、取得する株式の全てについての中長期的な保有を条件とすべく交渉しましたが、C B割当予定先が外国籍の会社であることから、為替相場の変動や経済環境の大幅な変動などの不測の事態が発生する可能性もあり、全てを中長期的に保有することについては同意を得ることができませんでした。しかしながら、上記第1-1注6.(5)「本資本業務提携の内容」に記載の各事業分野における協業を通じ、中長期的に当社の企業価値向上についての支援を行っていく方針であることを確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権付社債の払込みは、上記第1-3(1)注1.に記載のとおり、出資対象債権の給付により行われます。C B割当予定先が保有する出資対象債権は、上記第1-3(2)注1.に記載の当初債権者からそれぞれメリルリンチ日本ファイナンスに譲渡され、メリルリンチ日本ファイナンスからF E社を介してC B割当予定先に譲渡されたものです。当初債権者からメリルリンチ日本ファイナンス、メリルリンチ日本ファイナンスからF E社及びF E社からC B割当予定先への各譲渡については、各債権譲渡通知書により確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社はC B割当予定先並びにC B割当予定先の役員及び主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等がC B割当予定先の経営に関与している事実、C B割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等との交流を持っている事実を有していないことを、第三者機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門3-7-12 虎ノ門アネックス6階 代表取締役 古野啓介)から受領した報告書にて確認しております。加えて、当社はC B割当予定先について、インターネット検索サイトを利用し、法人名、役員名、株主名、取引先等でキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、暴力団等を連想される情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、暴力団等との関わりを調査しました。その結果、暴力団等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。

なお、当社は、C B割当予定先と暴力団等との関係が無いことを示す確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本社債権者が本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 本新株予約権付社債を選択した理由

DD Sの目的

当社は、上記第1 1注6.(2)「当社の課題」に記載のとおり、自己資本の充実を図りつつ債務の削減を図っていくこと、安定した黒字化を実現するためにファンド組成能力の向上を図ることに加え、CVC等を含む他のベンチャーキャピタルとの差別化を図ることが喫緊の課題であると認識しております。これらの課題を解決するための手段として、FE社との本資本業務提携を行うこととし、その出資の方法としてCB割当予定先が保有する出資対象債権をDD Sの方法により本新株予約権付社債に交換するものです。

DD Sを選択した理由

FE社と資本業務提携を行うにあたり、出資の方法が最大の論点となりました。FE社としては、業務提携にあたり可能な限り早期に当社の株式を取得したいとの意向がある一方で、過大債務を抱える状況で現金の払込みを伴う方法で出資したとしても、当社に払い込んだ資金が他の金融機関への返済に回ってしまい、上記第1 1注6.(5)「本資本業務提携の内容」に記載の各事業分野における協業に必要な資金の確保には資さないおそれがあるとの懸念を示しました。当社としては、DD Sやデット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。)といった出資方法ではなく、現金の払込みを伴う出資方法を希望していましたが、過大債務の削減についての方策が見出せない現状では、FE社としては現金の払込みを伴う方法での出資は難しいとの考えにより交渉は成立しませんでした。なお、本新株予約権付社債には、平成28年7月29日に当社普通株式を対価として取得する旨の取得条項が付されているため、本新株予約権付社債が現金で償還されることはなく、同日までに転換されない場合であっても、強制的に当社株式に転換されることとされております。

また、CB割当予定先が保有する出資対象債権と当社株式を交換するDESの方法も検討しました。しかし、FE社からは、CB割当予定先が現時点から株主になった場合には、仮に当社が残債務の返済期限の延長について全債権者の同意を得られず法的整理手続を行うこととなった場合に、債権者としての配当を受けられなくなるとの懸念が示されました。全債権者の同意は、返済期限である平成28年7月31日よりも一定期間前に取得する予定ではありますが、CB割当予定先が債権者としての配当を受けられなくなるリスクを可能な限り排除するため、少なくとも平成28年7月28日まではCB割当予定先が債権者としての地位を確保できるよう、現時点で株式を発行するのではなく平成28年7月29日に強制的に株式に転換される本新株予約権付社債を交付するDD Sの方法によることが最も合理的であると判断し、当社とFE社は、CB割当予定先が保有する出資対象債権をDD Sの方法により本新株予約権付社債に交換することで本資本業務提携を行うことに合意しました。

調達する資金の額、用途及び支出予定時期

本新株予約権付社債の発行にあたっては、CB割当予定先が保有する出資対象債権とのDD Sの方法により行われるため現金による払込みはありませんが、DD Sにより有利子負債の圧縮と自己資本の増強がなされ、財務体質の改善につながることで、当社の企業価値の向上と経営の安定化に資するものと考えております。

(2) DD Sの条件の合理性

他の資金調達方法と比較した場合の特徴

本新株予約権付社債は、転換価額が固定されていることから、本新株予約権付社債の転換による新規発行株式数は1,847,345株で一定であり、2015年12月新株予約権の行使による新規発行株式数との合計も3,535,045株(本日現在の発行済株式総数14,349,347株の24.6%)と固定されているため、株式価値の希薄化が限定されております。

本新株予約権付社債には、平成28年7月29日に残存する本新株予約権付社債の全部を、本社債総額を転換価額(452円)で除した数の当社普通株式と引き換えに当社が取得する旨の取得条項が付されています。そのため、本新株予約権付社債が償還期限において現金で償還されることは予定されておらず、確実に資本を増加させることができます。本新株予約権付社債の払込みは、CB割当予定先が保有する出資対象債権とのDD Sの方法により行われるため、新たな金銭出資による資金調達はありますが、有利子負債の圧縮がなされ、財務体質の改善につながることで、当社の企業価値の向上と経営の安定化に資するものと考えており、既存の株主の皆様にとってもメリットがあるものと判断しております。

転換価額の固定化

本新株予約権付社債の転換価額につきましては、CB割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成27年12月10日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の115%に相当する金額である452円に決定しており、その後の修正は行われない仕組みとなっております。

社債の償還期限

上記第1 1注6.(1)「当社の現状」に記載のとおり、当社の借入債務について、全ての取引金融機関から同意を得て変更した後の返済期日が平成28年7月末に到来する予定となっています。現在の当社の財務状況では、変更後の期限に全額を返済することは困難であるため、返済期日の到来にあたり、改めて全ての取引金融機関から同意を得て返済計画の見直しと返済期日の延長を行う必要があります。しかし、全ての取引金融機関の継続的な支援を得て返済計画の見直しを実現できる保証はなく、仮に返済期限の延長について全ての取引金融機関から同意が得られない場合には、最悪のケースでは法的整理手続もあり得ることになります。そのため、C B割当予定先には少なくとも平成28年7月28日までは債権者としての地位を確保しておきながら、全金融機関による期限延長についての同意を確認した後に当社普通株式に転換することを可能としたいとのF E社の意向により、平成28年7月31日を償還期日として定めたものです。

但し、上記 記載のとおり、本新株予約権付社債には取得条項が付されており、本新株予約権付社債が現金で償還されることは予定しておりません。

発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債は、行使請求期間中、原則としていつでもC B割当予定先による転換が可能であり、また、平成28年7月29日に当社普通株式を対価として取得する旨の取得条項が付されています。本新株予約権付社債には、当社普通株式に転換せず償還を受けるという選択肢が存在せず、オプションとしての価値を有しないことから、本新株予約権付社債の発行条件の妥当性は、その転換価額を払込金額として当社普通株式を発行することの妥当性と同様の考え方で判断できると考えられるところ、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成27年12月10日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の115%に相当する金額である452円とされており、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議の直前営業日までの1か月間の終値の平均値423円に対して6.86%のプレミアム、3か月間の終値(株式併合調整後)の平均値432円に対して4.65%のプレミアム、6か月間の終値(株式併合調整後)の平均値504円に対して10.29%のディスカウントとなっており、直近の株価に照らして合理的な水準であると判断しております。なお、当社は、参考資料として、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計から、本新株予約権付社債の価値に関する評価報告書を受領し、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、複数の前提を置いて算定しても、本新株予約権付社債の価値がその転換価額を払込金額として当社普通株式を発行する場合の価値を上回ることとはなく、上記の判断が合理的であることを確認しております。

当社監査等委員会も、本新株予約権付社債の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、発行要項の内容並びに上記取締役会での検討内容及び結果を踏まえて検討し、本新株予約権付社債の払込金額はC B割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換による新規発行株式数は1,847,345株であり、本日現在の当社の発行済株式総数14,349,347株に対する希薄化率は12.8%です。また、2015年12月新株予約権が行使された場合の新規発行株式数は1,687,700株であり、本新株予約権付社債の発行と合わせ、一連のエクイティファイナンスにより新たに発行される株式の数は3,535,045株、本日現在の当社の発行済株式総数14,349,347株に対して24.6%の希薄化が生じるものと認識しております。

当社は、上記第1 1注6.(4)「本資本業務提携の理由及び目的」に記載のとおり、恒常的な赤字体質からの脱却に向けて抜本的な対応策を図るべく、平成25年4月にはファイナンシャル・アドバイザーを起用のうえ戦略的パートナーを広く募集しましたが、条件面で折り合わず、合意に至りませんでした。そして、その後もパートナーを探し、検討を重ねてまいりましたが、現状に至るまで、協業関係を成立させることはできませんでした。脆弱な財務体質と収益力に加え、最も重要なファンドのパフォーマンスとトラックレコードが大きく崩れてしまった当社の現状では、今回のF E社との本資本業務提携が、プライベートエクイティ投資業務の再建による当社の赤字体質からの脱却のために現時点で考えられる唯一の手段であると考えております。そして、本資本業務提携によって、赤字体質からの脱却と財務体質の改善を図るとともに企業価値の向上が期待でき、ひいては株主の皆様利益にも資するものと考えております。よって、本新株予約権付社債の転換及び2015年12月新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式の発行数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
First Eastern Asia Holdings Limited	3rd & 4th Floors, Henley Building, 5 Queen's Road, Central, Hong Kong	-	-	1,847.3	11.55%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	337.3	2.38%	337.3	2.10%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4-16-13)	323.2	2.28%	323.2	2.02%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	8 MARINA VIEW, 43-01 ASIA SQUARE TOWER 1, SINGAPORE 018960 (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	300.0	2.12%	300.0	1.87%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	264.2	1.86%	264.2	1.65%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	180.0	1.27%	180.0	1.12%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋3-11-1)	170.7	1.20%	170.7	1.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1-8-11	157.1	1.11%	157.1	0.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	156.4	1.10%	156.4	0.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	137.6	0.97%	137.6	0.86%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	124.6	0.88%	124.6	0.77%
計	-	2,151.1	15.21%	3,998.4	25.00%

(注) 1. 上記の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 当社の自己株式(204,849株)は上記表に含めておりません。

4. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

5. 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しましたので、上記は株式併合後の株式数に調整した数を記載しております。

(参考) 2015年12月新株予約権が全て行使された後の大株主の状況

本新株予約権付社債の転換による新規発行株式数に、別途平成27年12月11日開催の取締役会決議により発行される予定の2015年12月新株予約権の行使により発行される株式の総数を加えたものは、次のとおりとなります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
First Eastern Asia Holdings Limited	3rd & 4th Floors, Henley Building, 5 Queen's Road, Central, Hong Kong	-	-	1,847.3	10.45%
BARCLAYS BANK PLC A/C RE EQUITIES (常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom (東京都港区六本木6-10-1)	-	-	1,687.7	9.54%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	337.3	2.38%	337.3	1.90%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4-16-13)	323.2	2.28%	323.2	1.82%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	8 MARINA VIEW, 43-01 ASIA SQUARE TOWER 1, SINGAPORE 018960 (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	300.0	2.12%	300.0	1.69%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	264.2	1.86%	264.2	1.49%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	180.0	1.27%	180.0	1.01%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋3-11-1)	170.7	1.20%	170.7	0.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1-8-11	157.1	1.11%	157.1	0.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	156.4	1.10%	156.4	0.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	137.6	0.97%	137.6	0.77%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	124.6	0.88%	124.6	0.70%
計	-	2,151.1	15.21%	5,686.1	32.16%

(注) 1. 上記の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本新株予約権付社債及び2015年12月新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 当社の自己株式(204,849株)は上記表に含めておりません。

4. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

5. 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しましたので、上記は株式併合後の株式数に調整した数を記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第35期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第35期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
平成27年11月12日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年12月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成27年6月29日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年12月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を平成27年11月20日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（1の有価証券報告書の訂正報告書）
平成27年7月10日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年12月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年12月11日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

日本アジア投資株式会社

(東京都千代田区神田錦町三丁目11番地)

日本アジア投資株式会社西日本オフィス

(大阪府大阪市北区大深町3番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。